

令和5年8月1日

後期高齢者医療の 保険証が更新されます



埼玉県のマスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

新

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
 被保険者番号 12345678 令和 6年 7月31日
 住 所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏 名 埼玉 太郎

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日 性別 男
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
 発 効 期 日 平成21年 8月 1日
 交 付 年 月 日 令和 5年 7月 1日
 一部負担金の割合
 1割

保 険 者 番 号 39111234
 保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

旧

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
 被保険者番号 12345678 令和 5年 7月31日
 住 所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

氏 名 埼玉 太郎

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日 性別 男
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日
 発 効 期 日 平成21年 8月 1日
 交 付 年 月 日 令和 4年10月 1日
 一部負担金の割合
 1割

保 険 者 番 号 39111234
 保 険 者 名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

- ① 新しい保険証は、お住まいの市区町村から7月中にお届けします。
- ② 医療機関等を受診するときは、保険証を提示してください。
- ③ 医療機関等での一部負担金の割合は1割、2割または3割です。

※一部負担金の割合欄が「1割(令和5年7月31日まで3割)」の場合、7月31日まで3割、8月1日から1割です。

新しい保険証が届いたら、古い保険証はご自身で処分してください。
(市区町村の後期高齢者医療担当窓口でも回収しています。)

お問い合わせは、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口まで
(発行:埼玉県後期高齢者医療広域連合)

「マイナンバーカード」を保険証としてぜひお使いください!

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下の2つの手続きが必要になります。

ステップ1 マイナンバーカードを申請

ステップ2 マイナンバーカードを保険証として利用登録

※申請方法等ご不明な点は、下記へ電話でお問い合わせいただくか、ホームページ等からご確認いただけます。

■利用登録の方法

- ①「マイナポータル」から行う
- ②セブン銀行ATMから行う
- ③医療機関・薬局の受付で行う

マイナンバーカードの
保険証利用については
▼こちら▼



マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

https://myna.go.jp/html/hoken_shoriyou_top.html